

兵庫県住宅再建共済制度 フェニックス共済

阪神・淡路大震災の教訓を生かして、兵庫県が実施している制度です

ご加入いただくことにより、平常時から資金を寄せ合い、自然災害で被害を受けた住宅と家財の再建や購入を支援する共助のしくみです



住宅をお持ちの方の

住宅再建共済

損害割合20%以上

年額**5,000**円で
再建・補修時等に

最大**600**万円給付!

加入対象者 県内に戸建て、分譲マンション、賃貸住宅等をお持ちの方

対象住宅 県内にある住宅(1つの住宅に1契約)

プラス

一部損壊特約

損害割合10%以上20%未満

年額**500**円で
補修時等に

最大**25**万円給付!

加入対象者 住宅再建共済にご加入の方

損害割合10%未満は給付対象外です

【給付について】

被災されましたら、まずは住宅の所在地市町に被害認定を依頼し、「り災証明書」の交付を受けてください。

住宅の被害認定(損害割合)	建築・購入した場合	補修した場合	建築・購入、補修しない場合
全壊(50%以上)	600万円	200万円	10万円
大規模半壊(40%以上50%未満)		100万円	
半壊(20%以上40%未満)		50万円	
特約 一部損壊(10%以上20%未満)	25万円		10万円

家財再建共済

単独加入 年額**1,500**円で

住宅とセット加入の場合 年額**1,000**円で

最大**50**万円給付!

加入対象者 県内の住宅にお住まいの方

対象家財 住宅の中にある全ての家財(1つの住宅に1契約)

【給付について】

住宅再建共済と同様に、「り災証明書」の交付を受けてください。

住宅の被害認定	購入又は修復した場合	住宅の被害認定	購入又は修復した場合
全壊	50万円	半壊	25万円
大規模半壊	35万円	床上浸水	15万円

簡単な加入! 迅速な給付!

兵庫県が条例に基づき実施する安全・安心の制度

1

地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。



2

住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。



3

地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

フェニックス共済



地震保険・他の共済

防災訓練 はじめの一歩!

自主防災組織活動
手引き
と
事例

Vol.2

